

期日指定定期預金

令和元年5月1日現在

1. 商品名	● 期日指定定期預金
2. 販売対象	● 個人のみ
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 最長3年 ● 満期日はこの預金の全部または一部（1万円以上）について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。（ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに通知することが必要です。） ● 預入時のお申し出により最長預入期間を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 一括預入 ● ATMでの預入の場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 現金入金…………… 1回当たり200万円以内 (2) キャッシュカード振替…… 1回当たり300万円未満 ● 1円以上（総合口座の場合は10,000円以上）300万円未満 ● 1円単位
5. 払戻方法	● 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ● 満期日以後に一括して支払います。 ● 付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算とします。 ● 20.315%の源泉分離課税が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は非課税です。 <p>※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
7. 手数料	——
8. 付加できる特約事項	● 自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率(2年以上利率)に0.500%を上乗せした利率)
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満…………… 解約日の普通預金利率 ② 6か月以上1年未満…………… 2年以上利率 × 40% ③ 1年以上1年6か月未満…… 2年以上利率 × 50% ④ 1年6か月以上2年未満…… 2年以上利率 × 60% ⑤ 2年以上2年6か月未満…… 2年以上利率 × 70% ⑥ 2年6か月以上3年未満…… 2年以上利率 × 90%
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ● 預入時のお申し出により、最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。 ● 満期日の指定が無いときは最長預入期限が満期日となります。

11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. 預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。